基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月五日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月二十一日

東京都中央区新川一丁目一六番四号

株式会社マインドシフト

代表取締役　谷水　裕彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成三十年六月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成三十年五月二十一日

相模原市中央区上溝一八八〇番地二

レボックス株式会社

代表取締役　鎌田　英洋

定款変更につき通知公告

当社は、平成三十年六月十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月二十一日

東京都渋谷区道玄坂二丁目二三番一〇号

塩谷ビル二F　株式会社トモス

代表取締役　藤井　健

株式譲渡制限設定につき株券提出公告及び定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年六月三十日までに当社にご提出下さい。

また、当社は平成三十年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成三十年五月二十一日

秋田県北秋田市綴子字佐戸岱六番地

株式会社鷹巣交通

代表取締役　知野　千鶴

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社住理工ホーステックスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である平成三十年七月一日までに当社にご提出下さい。

平成三十年五月二十一日

愛知県小牧市若草町八六番地

住理工ホース販売株式会社

代表取締役　後藤不二雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である木下憲雄が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成三十年五月二十一日

東京都八王子市中町三番一三号

無錫微研精密衝圧件有限公司

日本における代表者　木下　憲雄

限定承認公告

本籍千葉県館山市船形二八九番地、最後の住所千葉県館山市大網四〇三番地の一八

被相続人　亡　堺　貴美子

右被相続人は平成二十九年八月二十日死亡し、その相続人は平成三十年五月十一日千葉家庭裁判所館山支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十一日

東京都世田谷区奥沢七丁目二五番一〇号

限定承認者　益田　外志

限定承認公告

本籍東京都墨田区向島二丁目七番、最後の住所東京都墨田区向島二丁目七番一二号

被相続人　亡　井上　修一

右被相続人は平成三十年一月二十五日死亡し、その相続人は平成三十年五月九日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十一日

東京都墨田区向島二丁目七番一二号

限定承認者　井上　紀子

限定承認公告

本籍山形県西置賜郡白鷹町大字荒砥乙七五二番地三、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　高山　義則

右被相続人は平成三十年二月八日死亡し、その相続人は平成三十年五月九日山形家庭裁判所長井出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十一日

神奈川県藤沢市湘南台一丁目一六番地の八

アンビエンテ湘南台三〇三号

限定承認者　髙山　玲子

限定承認公告

本籍香川県坂出市寿町三丁目二一三六番地、最後の住所香川県坂出市寿町三丁目二番九号

被相続人　亡　満田俊一郎

右被相続人は平成三十年二月四日死亡し、その相続人は平成三十年五月十日高松家庭裁判所丸亀支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十一日

香川県坂出市寿町三丁目二番九号

限定承認者　満田　敦子

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年六月二十二日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成三十年五月二十一日

東京都文京区湯島三丁目三二番一四号

福三株式会社

代表取締役　福本　健児

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成三十年六月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成三十年五月二十一日

名古屋市中区丸の内三丁目九番一六号

中央建託株式会社

代表取締役　伊神　聡一

訂正公告

平成三十年四月二十七日付官報第七二五三号二十七頁掲載の合併公告中、甲の商号「株式会社Blue Planet-Works One」とあるは「株式会社Blue Planet-works One」、乙の商号「株式会社Blue Planet-Works」とあるは「株式会社Blue Planet-works」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成三十年五月二十一日

東京都渋谷区神宮前二丁目四番一一号

(甲)　株式会社Blue Planet-works One

代表取締役　中多　広志

東京都渋谷区神宮前二丁目四番一一号

(乙)　株式会社Blue Planet-works

代表取締役　中多　広志

訂正公告

平成三十年五月十日（号外第一〇〇号）掲載の株式会社御菓子御殿フーズ（住所沖縄県中頭郡読谷村字宇座六五七番地一）に係る第二十五期決算公告（枠組）中、「代表取締役　澤岻カズ子」とあるは「代表取締役　澤岻　安信」の誤りにつき訂正します。

平成三十年五月二十一日

沖縄県中頭郡読谷村字宇座六五七番地一

株式会社御菓子御殿クリエーション

代表取締役　澤岻　英樹

沖縄県中頭郡読谷村字宇座六五七番地一

株式会社御菓子御殿

代表取締役　澤岻　英樹